平成２４年（フ）第３７号
福島県須賀川市堀底町28番地１　やない貸家７号
債務者　境　　正広
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
青森県八戸市下長２丁目10番13号　第一河原木ニューハイツ202、前住所青森県八戸市大字糠塚字五郎兵衛前８番地
債務者　川村みか子
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木449番地１
債務者　山本　千文
１　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５８６５号
埼玉県入間郡三芳町大字上富186番地２
破産者　有限会社岩田工業
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１６１号
東京都練馬区光が丘３丁目９－２－1009
破産者　石井　健一
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１６２号
東京都練馬区光が丘３丁目９－２－1009
破産者　石井　淳一
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１６３号
東京都練馬区光が丘３丁目９－２－1009
破産者　石井かほる
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９８号
東京都府中市本宿町４丁目17－１－205
破産者　矢野三菜子
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３１２号
千葉県富津市西大和田364
破産者　鈴木　一夫
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３１３号
千葉県富津市西大和田364
破産者　鈴木　雪江
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４９号
埼玉県富士見市関沢３－６－４－105、住民票上の住所埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目８－13－105
破産者　山田　順也
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２２５号
東京都江東区大島６丁目１－３－1202
破産者　七澤　　洋
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０５号
埼玉県さいたま市西区三橋５丁目2184－１　グレイスヒル三橋Ⅱ102
破産者　柴田　義治
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４８３号
東京都八王子市別所１丁目25－12
破産者　永松　重之
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６２号
東京都日野市新町１丁目13－８－307
破産者　鈴木　　隆
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４５号
東京都世田谷区池尻２丁目33番15－603号
破産者　梅村株式会社
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４６号
東京都世田谷区三軒茶屋１－33－28　アルカディア103号、住民票上の住所東京都世田谷区太子堂３丁目30－６－301
破産者　梅村　守文
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３９号
東京都墨田区文花２丁目19番２
破産者　株式会社なだひろ
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４０号
東京都江東区東雲１丁目６－23－302、開始決定時の住所千葉県習志野市大久保１丁目４－16－403
破産者　宇都洋一郎
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２号
東京都豊島区上池袋２丁目39番13号
破産者　株式会社Ｋｅｉ
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３号
東京都豊島区上池袋２丁目29－５－202
破産者　林　　馨慧
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部